

会費規程改定（案）について

・会費規程の変更について

当会の規定で賛助会員の個人は、殆どのサービスを正会員と同じく受けられることになっている。昨今の通信費等、経費の増加を鑑み、賛助会員個人の年会費の値上げを提案します。

<現規程>

(会費の種類)

第2条 本会の会費年額は「別表1」のとおりとする。

別表1

	資本金	年 額
	1500万円以下	6,000円
正 会 員	1500万円超 3000万円以下	12,000円
	3000万円超	24,000円
	協同組合等特別法人	6,000円
	同一資本系列の子会社	資本金に対する 年額の2分の1
賛助会員	個人の場合	3,600円
	法人の場合	6,000円

<改定案>

別表1 賛助会員 個人の場合 **3,600円** → **6,000円** に変更する。